

●返戻金制度 別紙

紹介者の紹介した候補者が、依頼者に入社し、又は、業務を開始した日後、明らかに候補者に起因する事由により退職又は解雇、解除となったことにより雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約が終了した場合は、人材紹介料の一部の額を以下の各号に基づき依頼者に返戻します。

なお、候補者に起因する事由による退職又は解雇、解除には、能力不足・自己都合によるものを含むものとし、返戻金に利息は発生しないものとします。

|     |                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 候補者が退職若しくは解除を通知した日、又は、候補者に対する解雇若しくは解除の通知がされた日が、入社日又は業務開始日から 3 ヶ月以内の場合は、人材紹介料の 50%に相当する金額を返戻します。 |
| (2) | 候補者が退職若しくは解除を通知した日、又は、候補者に対する解雇若しくは解除の通知がされた日が、入社日又は業務開始日から 6 ヶ月以内の場合は、人材紹介料の 25%に相当する金額を返戻します。 |

返戻金は、紹介者が依頼者からの通知書面に基づき契約の終了日および終了理由の確認を行った後、依頼者に対して確認を行った旨を連絡することとし、係る連絡時に依頼者および紹介者の間で上記に該当することの確認がなされた場合、依頼者は返戻金に係る請求書を速やかに発行し、紹介者は請求書発行日を含む月の翌月末日迄に紹介者の指定する銀行口座に支払うこととします。なお、振込手数料は紹介者の負担とします。

ただし、依頼者と候補者の契約終了が、以下の各事由に該当する場合、返戻金の対象外とすることを確認します。

|     |                                              |
|-----|----------------------------------------------|
| (1) | 候補者の死亡、病気等の不測の事態であった場合                       |
| (2) | 依頼者の候補者に対する処遇および業務内容が契約締結前に示した条件と著しく異なっていた場合 |